

設解体準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を積み立ててある法人の前事業年度等から繰り越された当該特定原子力発電施設に係る同項の原子力

百分の九十に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額

四 第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この条において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を、前事業年度等以前の事業年度において当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額でその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額（その積み立てられた事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その積み立てられた連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額）がある場合にはこれら損金の額に算入されなかつた金額を、それぞれ含むものとし、前事業年度等の終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額（第六十八条の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。

2 前項に規定する解体費用とは、特定原子力発電施設の解体（当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。第五項において同じ。）に要する費用として政令で定める費用をいう。

3 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立ててある法人が、当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設につき第一項の解体費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（その日において当該特定原子力発電施設に係る同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力

百分の九十に相当する金額に当該特定原子力発電施設に係る同日における累積発電量割合を乗じて計算した金額

2 前項に規定する解体費用とは、特定原子力発電施設の解体（当該特定原子力発電施設に係る原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質による汚染の除去及び解体に伴い生じた廃棄物の撤去を含む。第五項において同じ。）に要する費用として政令で定める費用をいい、前項に規定する事業年度終了の日における累積発電量割合とは、特定原子力発電施設に係る発電の開始の日から当該事業年度終了の日までの間に発生した電気の量の当該特定原子力発電施設に係る発電予定期間において発生すると見込まれる電気の量に占める割合として政令で定める割合をいう。

3 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立ててある法人が、当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設につき第一項の解体費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額（その日において当該特定原子力発電施設に係る同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（以下この項において「連結原子力発電施設解体準備金の金額」という。）がある場合には当該連結原子力

定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。次項を除き、以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額（連結原子力発電施設解体準備金の金額がある場合には当該連結原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。）が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設の第一項第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設の第一項第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転の廢止につき電気事業法第九条第一項の規定による届出をした日から同日以後一年を経過する日までの期間（当該経過する日前に当該特定原子力発電施設について核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年

発電施設解体準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額と相当する。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された原子力発電施設解体準備金の金額が当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設の第一項第一号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 同 上

一・二 同 上

三 特定原子力発電施設に係る原子炉の運転を廃止した日から一年を経過する日までに当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合 同日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額

法律第百六十六号) 第四十三条の三の三十三第二項の認可の申請を行つた場合には、当該期間に当該申請の日から当該申請に係る同項の認可を受ける日までの期間に相当する期間を加算した期間。(以下この号において「猶予期間」という。) 内に当該特定原子力発電施設の解体に着手しない場合として政令で定める場合(当該猶予期間の末日における当該特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額)

四・五 省略

6 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立ててある法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における原子力発電施設解体準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項及び第十項の規定は、適用しない

7 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立ててある法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における原子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上

四・五 同上

6 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立ててある法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における原子力発電施設解体準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。)を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度)までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該原子力発電施設解体準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は適用しない。

7 第一項の原子力発電施設解体準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。)を積み立ててある法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における原子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上

、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで及び第十項の規定は、適用しない。

8 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

9 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合（第六十八条の五十四第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の四第一項及び第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

11 第九項に定めるもののほか、適格合併により特定原子力発電施設の移転を受けた法人の当該特定原子力発電施設に係る当該適格合併の日を含む事業年度における積立限度額の計算その他第一項から第八項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（保険会社等の異常危険準備金）

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十二項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当

、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで及び第九項の規定は、適用しない。

8 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の原子力発電施設解体準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合（第六十八条の五十四第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の四第四項」と、「同項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十四第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

10 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（保険会社等の異常危険準備金）

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金（第十二項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、保険（次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当

該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・六 省 略

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一条）第九条の九第三項に規定する火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会 同法第五十八条第五項

八・九 省 略

2・3 省 略

4 第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災等共済組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額（第一項第四号の農業協同組合連合会又は同項第六号の共済水産業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同項第四号の事業を行う農業協同組合又は水産業協同組合第十一條第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

5・10 省 略

11 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

12 青色申告書を提出する法人で第一項第一号から第二号の二までに掲げ

当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・六 同 上

七 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一条）第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会 同法第五十八条第五項

八・九 同 上

2・3 同 上

4 第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災共済協同組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額（第一項第四号の農業協同組合連合会又は同項第六号の共済水産業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同項第四号の事業を行う農業協同組合又は水産業協同組合第十一條第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

5・10 同 上

11 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

12 青色申告書を提出する法人で第一項第一号から第二号の二までに掲げ

るものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に保険契約を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、その保険に係る第二項に規定する異常災害損失の補填に充てるため、第一項に規定する保険の種類ごとに、当該分割又は現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される当該保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13
17 省略

（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）

第五十七条の六 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの及び政令で定めるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律（当該政令で定める法人については、政令で定める法律）の規定による責任準備金（第八項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、原子力保険（原子力施設、原子力災害に係る損害賠償責任等を保険の目的とする保険で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る原子力災害損失又は地震保険（住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保険事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震灾害損失の補填に充てるため、当該原子力保険又は地震保険の当該事業年度における前条第三項に規定する正味収入保険料又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省略

7 第五十五条の二第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について

2
6 同上

（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）

第五十七条の六 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの及び政令で定めるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律（当該政令で定める法人については、政令で定める法律）の規定による責任準備金（第八項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、原子力保険（原子力施設、原子力災害に係る損害賠償責任等を保険の目的とする保険で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る原子力災害損失又は地震保険（住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保険事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震灾害損失の補填に充てるため、当該原子力保険又は地震保険の当該事業年度における前条第三項に規定する正味収入保険料又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同上

7 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について

るものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に保険契約を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、その保険に係る第二項に規定する異常災害損失の補てんに充てるため、第一項に規定する保険の種類ごとに、当該分割又は現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される当該保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13
17 同上

て準用する。

8 青色申告書を提出する法人で第一項各号に掲げるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、原子力保険に係る第二項に規定する原子力災害損失又は地震保険に係る同項に規定する地震災害損失の補填に充てるため、当該分割又は現物出資の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される当該原子力保険又は地震保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 15 省略

（関西国際空港用地整備準備金）

第五十七条の七 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十二条第一項第一号に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、空港用地整備費用（同法第十五条の空港用地の整備に要する費用をいう。）の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省略

二 空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度（指定会社の各事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。）から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備

て準用する。

8 青色申告書を提出する法人で第一項各号に掲げるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、原子力保険に係る第二項に規定する原子力災害損失又は地震保険に係る同項に規定する地震災害損失の補填に充てるため、当該分割又は現物出資の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される当該原子力保険又は地震保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 15 同上

（関西国際空港用地整備準備金）

第五十七条の七 同上

一 同上

二 空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度（指定会社の各事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第四項において「前事業年度等」という。）から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額（各事業年度終了の日において第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備

金を積み立ててている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の
関西国際空港用地整備準備金の金額（以下この号において「連結関西
国際空港用地整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結
関西国際空港用地整備準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度
終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは
算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額
に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第四
項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により
益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を
控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

25 省略

6 指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に
おいて積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準
備金を含む。）を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承
認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出
をしたときは、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はそ
の届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書によ
る申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における関
西国際空港用地整備準備金の金額は、指定会社のその日を含む事業年度
の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前
二項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

7・8 省略

9 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合につい
て準用する。

10 第九項に定めるもののほか、第一項から第八項まで及び前二項の規定

25 同上

6 指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金（連結事業年度に
おいて積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港用地整備準
備金を含む。）を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承
認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出
をしたときは、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はそ
の届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書によ
る申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における関
西国際空港用地整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、指定
会社のその日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過
した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過し
た日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業
年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日
から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日
を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に
算入する。この場合においては、当該関西国際空港用地整備準備金の金
額については、前二項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

7・8 同上

9 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合につい
て準用する。

10 第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前

金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の
関西国際空港用地整備準備金の金額（以下この号において「連結関西
国際空港用地整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結
関西国際空港用地整備準備金の金額を含むものとし、当該各事業年度
終了の日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは
算入されるべきこととなつた金額（同条第五項の規定により益金の額
に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第四
項の規定により益金の額に算入された金額（同条第四項の規定により
益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を
控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(中部国際空港整備準備金)

第五十七条の七の二 省 略

2・4 省 略

5 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てていて、青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をし取り消され、又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、（同日）における中部国際空港整備準備金の金額は、指定会社のその日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第九項及び第十項の規定は、適用しない。

6・7 省 略

8 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9・10 省 略

11 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前二項の規定に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第五十七条の八 省 略

2・5 省 略

6 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てていて、青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、（同日）における中部国際空港整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、指定会社のその日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該中部国際空港整備準備金の金額については、前二項、第九項及び第十項の規定は、適用しない。

6・7 同 上

8 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9・10 同 上

11 第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前二項の規定に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第五十七条の八 同 上

2・5 同 上

6 第一項の特別修繕準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）を積み立てていて、青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、（同日）における中部国際空港整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、指定会社のその日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該中部国際空港整備準備金の金額については、前二項、第九項及び第十項の規定は、適用しない。

青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定は、適用しない。

7・8 省略

9 第五十五条の一第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10・16 省略

17 第九項に定めるもののほか、第一項から第八項まで及び第十項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第五十八条 省略

2 省略

3 前二項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用その他他の探鉱のために要する費用で政令で定めるもの及び国外にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確実である出資又は長期の資金の貸付けで政令で定めるものをいう。

4・5 省略

6 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の

青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、前三項、第十二項、第十三項及び第十五項の規定は、適用しない。

7・8 同上

9 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10・16 同上

17 第八項及び第九項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）

第五十八条 同上

2 同上

3 前二項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用その他他の探鉱のために要する費用で政令で定めるもの及び国外にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確実である出資若しくは長期の資金の貸付けで政令で定めるものをいう。

4・5 同上

6 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十一第一項の探鉱準備金又は同条第二項の海外探鉱準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の

提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項及び第十一項から第十三項までの規定は、適用しない。

7 省略

8 第五十五条の二第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9 13 省略

14 国内鉱業者等に該当する法人が指定期間内に取得する第二項に規定する海外自主開発法人の第五十五条第一項第六号の特定株式等（当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）については、同条第一項及び第九項並びに法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

15 第八項及び前項に定めるもののほか、第九項の規定の適用を受けた場合の第一項第一号に規定する収入金額の計算その他同項から第七項まで及び第九項から第十三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（沖縄の認定法人の所得の特別控除）

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区

提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額については、前二項及び第十一項から第十三項までの規定は、適用しない。

7 同上

8 第五十五条の五第六項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

9 13 同上

14 国内鉱業者等に該当する法人が指定期間内に取得する第二項に規定する海外自主開発法人の第五十五条第一項に規定する特定株式等については、同項及び同条第九項並びに法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項の規定は、適用しない。

15 第九項の規定の適用を受けた場合の第一項第一号に規定する収入金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（沖縄の認定法人の所得の特別控除）

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する指定の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区

内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)が、当該各事業年度(当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間(当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間)内に終了する事業年度に限る。)において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業(当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。)に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	地 区	事 業
一　沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業
二　沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている地区	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業

内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)が、当該各事業年度(当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間(当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間)内に終了する事業年度に限る。)において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業(当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。)に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額(同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	地 区	事 業
一　沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十九条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により情報通信産業特別地区として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同上
二　沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同上

間に受けた法人

三 沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。	同項の規定により金融業務特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）	同法第五十六条第一項に規定する金融業務に係る事業
---	--	--------------------------

2|

青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3| 適用しない。

一 第四十二条の九第一項又は第二項の規定

二 四 省 略

2|

前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 第四十二条の九の規定

二 四 同 上

4| 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれららの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

5| 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

6| 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。
7| 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区に変更があつた場合における第一項に規定する提出の日又は第二項に規定する指定の日、これらの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第六十条の二 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に同法第二十七条第一項の指定を受けた同項に規定する指定特定事業法人（以下この項において「指定特定事業法人」という。）に該当するもの（次条の規定の適用を受けるものを除く。）が、当該各事業年度（当該指定の日（当該指定特定事業法人が合併法人である場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日。以下この項において「指定日」という。）から当該指定日以後五年を経過する日までの期間（第五項において「指定期間」という。）内に終了する事業年度に限る。以下この項において「適用事業年度」という。）において、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る同法第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適

3| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

4| 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5| 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

第六十条の二 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において総合特別区域法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第二十七条第一項の指定を受けた同項に規定する指定特定事業法人（以下この項において「指定特定事業法人」という。）に該当するもの（次条の規定の適用を受けるものを除く。）が、当該各事業年度（当該指定の日（当該指定特定事業法人が合併法人である場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日。以下この項において「指定日」という。）から当該指定日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に終了する事業年度に限るものとし、第四十二条の十一又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この項において「適

二十七条第一項に規定する事業のうち政令で定めるものに係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、
適用しない。

一| 第四十二条の十第一項から第三項まで又は第四十二条の十一第一項
から第三項までの規定

二| 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第
五十二条の二第一項又は第四項の規定

三| 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第
五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

3| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

7| 6| 5| 4| 4| 省略

第二項から第四項まで及び前項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で、各事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発事業計画（以下この項において「研究開発事業計画」という。）に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同法第六条第一項の認定を受けた同項に規定する統括事業計

用事業年度」という。）において、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域内において行われる当該指定に係る同法第二十七条第一項に規定する事業のうち政令で定めるものに係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2|

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

6| 5| 4| 3| 同上

第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で、各事業年度終了の日において特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発事業計画（以下この項において「研究開発事業計画」という。）に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同法第六条第一項の認定を受けた同項に規定する統括事業計

画（以下この項において「統括事業計画」という。）に係る同法第十一
条第一項に規定する認定統括事業者（以下この項において「認定統括事
業法人」という。）に該当するものが、当該各事業年度（その認定の日
から同日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「認定期間
」という。）内に終了する事業年度に限るものとし、認定研究開発事業
法人にあつては第四十二条の四の規定又は第四十二条の十一若しくは同
条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を
受ける事業年度を、認定統括事業法人にあつては第四十二条の十一又は
同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用
を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という
。）において、当該認定に係る研究開発事業計画に記載された同法第二
条第三項に規定する研究開発事業又は統括事業計画に記載された同条第
四項に規定する統括事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有
する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業
年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 省略

（農業経営基盤強化準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等（農
業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係
る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以
下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業
経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定す
る特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という
。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を
除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九
年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（以下この項にお
いて「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む
事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農
業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条
第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとし
て財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等
」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第

画（以下この項において「統括事業計画」という。）に係る同法第十一
条第一項に規定する認定統括事業者（以下この項において「認定統括事
業法人」という。）に該当するものが、当該各事業年度（その認定の日
から同日以後五年を経過する日までの期間（第四項において「認定期間
」という。）内に終了する事業年度に限るものとし、認定研究開発事業
法人にあつては第四十二条の四の規定又は第四十二条の十一若しくは同
条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を
受ける事業年度を、認定統括事業法人にあつては第四十二条の十一又は
同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用
を受ける事業年度を除く。以下この項において「適用事業年度」という
。）において、当該認定に係る研究開発事業計画に記載された同法第二
条第三項に規定する研究開発事業又は統括事業計画に記載された同条第
四項に規定する統括事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有
する場合には、当該金額の百分の二十に相当する金額は、当該適用事業
年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

256 同上

（農業経営基盤強化準備金）

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等（農
業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係
る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以
下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業
経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定す
る特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という
。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を
除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九
年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（以下この項にお
いて「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む
事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農
業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条
第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとし
て財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等
」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第

〔十三条第二項〕に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいすれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

4 2・3 省 略

〔第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）〕を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における農業経営基盤強化準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

〔十二条の二第二項〕に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいすれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

4 2・3 同 上

〔第一項の農業経営基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含む。）〕を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における農業経営基盤強化準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該農業経営基盤強化準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 同 上

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7・8 省 略

6 第五十五条の二第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7・8 同 上

6 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農業經營基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業經營基盤強化準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同条第一項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業經營基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二条の六に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農業用の機械その他の減価償却資産（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第一百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額より経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 前条第一項の農業經營基盤強化準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の六十四第一項の農業經營基盤強化準備金を含む。）の金額（前条第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同条第一項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業經營基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農業用の機械その他の減価償却資産（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下第八節までにおいて同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(交際費等の損金不算入)

255 省略
一・二 省略

(交際費等の損金不算入)

255 同上
一・二 同上

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十 一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のう

ち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人のうち当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他の政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下であるもの（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて、前項に規定する超える部分の金額とすることができる。

一 前項の交際費等の額が八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）以下である場合 零

二 前項の交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 その超える部分の金額

4|3|省略

第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下この項において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 省略

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

第六十一条の四

法人が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十
一日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他の政令で定める法人にあつては、政令で定める金額）が一億円以下である法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該交際費等の額が八百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（次号において「定額控除限度額」という。）以下である場合 零

二 当該交際費等の額が定額控除限度額を超える場合 その超える部分の金額

3|2|同上

第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為（第二号において「接待等」という。）のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 同上

二 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であつて、その

支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 省 略

第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項第一号に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第四項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

三
同
上

4 前項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日以後に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第十二項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

二
第四十二条の四（第四十二条の四の二）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項、第四十二条の十一第二項、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の三第二項中「並びに第四十二条の十二の五第七項及び第

6 2
5
同 5
上 同
上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)
第六十二条 法人（法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。）は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に對して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一
同
上

第四十二条の四（第四十二条の四の二）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項中「並びに第四十二条の十二の四」とあるのは、「第四十二条の十二の四並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに